

任意継続被保険者制度 加入のご案内

退職後、1日も空けずに再就職する場合を除き、退職後の健康保険は自身で選択する必要があります。
「任意継続被保険者制度（以下、任継制度）」は、退職により健康保険の資格を喪失した方が、再就職などにより他の健康保険の資格を取得するまでの間（最長2年間）、傷病による生活上の不安に陥ることのないよう、引き続き被保険者の資格を継続できる制度です。

「退職後の医療保険制度」「医療保険制度の比較」は弊健保ホームページでもご確認いただけます。

《重要（必ずご確認ください）》

国民健康保険では、倒産・解雇（希望退職を含む）および雇止めなどにより離職された方を対象に保険料（税）を軽減する制度があります。当健保の任意継続制度に加入する前に、保険料・保険給付について国民健康保険と比較・検討のうえお申し込みください。

【任継制度加入に関する問合わせ先】

■退職時勤務先事業所の退職手続きご担当者（人事・総務など）

＝任継制度やその他健保の情報は、当健保HPでもご確認いただけます＝

《加入資格》

下記A・Bの両方を満たしている方

A	退職日までに、継続して被保険者期間が2ヶ月以上あること（国保・共済・任継は含まない）
B	退職日の翌日から20日以内に任継制度の申請書一式を健保に提出すること

《健康保険証》

交付時期：任継制度の資格取得日以降（厚生労働省の指導による）

新たに「任意継続被保険者証」が交付されます。

任継制度の資格取得日以降は、従来の保険証は使用できませんので速やかに退職先に返納してください。

70歳以上の方には「健康保険高齢受給者証」も交付されます。

《保険料》

任継制度の保険料は、事業主負担が無くなるため**全額自己負担**となります。

保険料は、被保険者の退職時の標準報酬月額に保険料率（※1）を乗じて算出されます。

尚、加入時の標準報酬月額は2年間据え置きとなります。

《令和6年度 計算例》

保険料の一例	任継制度標準報酬月額	料率	保険料/月
Aさん 退職時標準報酬月額 260,000円	260,000円	健康保険料率：9.30%	24,180円
		介護保険料率：1.66%	4,316円（※2）

※1 保険料率は年度ごとに見直しが行われるため、変更となる可能性があります。

※2 介護保険料は、被保険者または被扶養者が40～64歳の場合にのみ徴収されます。

《保険料納付方法》

- ・ 任継制度加入申込時に下記表よりお選びください。いずれも振込手数料はご負担いただいております。
- ・ 選択した納付方法は原則資格喪失まで継続しますが、年度が変わる際に変更申請することができます。
- ・ 半期前納、通年前納は納付期限が早い分、年4分の複利現価法により割引されます。ただし、納付期限までに納付されない場合は割引できません。

支払い方法		納付期限	備考
引き落とし	毎月払い (注意) 前納希望の場合は「振込」のみとなります	毎月10日まで (法定 ※3) *引落手数料 100円/月	任継申請時に「預金口座振替依頼書」にてお申込み。 毎月6日(休日の場合は翌営業日)に自動引き落とし。 引き落とし開始まで2~3ヵ月かかるため、 <u>任継取得まもなく就職等で脱退予定の場合は「振込」を選択してください。</u>
	毎月払い	毎月10日まで (法定 ※3)	10日が休日の場合は翌営業日まで。 期限までに納付されない場合はその翌日に資格喪失となります。
納付書による「振込」	半期前納(4月~9月)	3月末まで	年度の途中で任継制度加入の場合は、資格を取得した月の翌月(または翌々月)から半期ずつの前納納付。(※4)
	半期前納(10月~翌3月)	9月末まで	
	通年前納(4月~翌3月)	3月末まで	年度の途中で任継制度加入の場合は、資格を取得した月の翌月(または翌々月)から年度末まで前納納付。(※4)

※3 任継制度の納付期限は法定です。納付期限までに健保口座に着金していない場合は資格喪失となります。

※4 年度途中で任継制度に加入し保険料を前納する場合の納付期限は、前納扱いとなる月の前月末までです。

《資格を失うとき(脱退)》

下記表を参照して、資格喪失事由が発生した場合は速やかに資格喪失手続きをしてください。

(1) 資格取得日から2年を経過したとき(満了)	(5) 「脱退申出書」を健保に提出したとき
(2) 納付期限までに保険料を納めないとき	(6) 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
(3) 被保険者が死亡したとき	国保加入・家族の被扶養者になる・特退に切り替えるために脱退(資格喪失)希望の場合は(5)による手続きとなりますので、健保 適用担当までご連絡ください。
(4) 再就職などで他の健康保険の被保険者となったとき	

《扶養家族の認定》

在職中と同様の認定基準で取り扱われます。

《保険給付》

原則、在職中と同様の給付が受けられます。(傷病手当金・出産手当金は除く※)

※在職中に継続給付の要件を満たした場合に限り、法定給付が受けられます。また、令和5年6月30日までに任継の資格を取得された方は法定給付に加え、傷病手当金付加金も受けられます。

《医療費等のWEB照会(KOSMO-Web)》

- ・ 在職中に登録したKOSMO-WebのIDとパスワードは、退職後も引き続きご使用いただけます。
医療費情報更新の連絡先を会社のメールアドレスで設定している方は、ご自身のメールアドレスに修正してください。
- ・ 医療費等の照会は、当健保の資格喪失後2年間まで照会可能です。

《保健事業グループからのお知らせ》

健診・サービス登録等のご案内となります。お問い合わせ先 保健事業グループ ☎0465-32-2223

<p>健康診断</p>	 <p>健康づくり・人間ドック等 ご家族・退職された方...</p>	<p>人間ドックをはじめ健康診断や各種がん検診の補助を実施しています。詳細は健保 HP でご確認ください。</p> <p><補助の一例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間ドック 20,000 円補助 ・ 胸部ヘリカル CT5,000 円 脳ドック 20,000 円補助 ・ 乳がん・子宮頸がん検診 各 8,000 円上限実費補助
<p>LINE</p> 	<p>登録はこちら</p> 	<p>よりスピーディーな情報提供と健康増進のサポートをさせていただきます。健保からのお知らせ・健康情報・健診案内などを LINE で受け取ってみませんか。</p> <p>また、ワンクリックで健保 HP を見ることができます。友だち登録お待ちしております。</p>
<p>kencom</p> 	<p>登録はこちら</p> 	<p>便利で多様な機能が満載 健康アプリ kencom の登録と活用をお待ちしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果の閲覧可能 ・ ポイントを貯めて Amazon や nanaco 電子ギフトに交換 ・ お薬履歴の確認 ・ 常備薬の購入が特別価格 ・ 歩活イベントに参加で豪華賞品ゲット
<p>フジホーム ドクター24</p>	<p>Web でも 24 時間受付中</p> 	<p>慌てて病院に駆け込む前にまずはお電話で相談できます。病気に関する内容はもちろんメンタルのご相談も受付しております。</p> <p>24 時間無料専用ダイヤル ☎0120-552-259 海外からはコレクトコール ☎03-5524-8500 Web のログイン ID 0120-<input type="text" value="552259"/></p>
<p>家庭用 常備薬</p>	<p>家庭用常備薬の斡旋を行っています。 申込書は、年 2 回発行の機関誌「SALUTE!」でもお届けしています。 健康アプリ kencom でご注文の場合には kencom 専用特価品があります。</p>	
<p>歯科健診</p>	<p>申込はこちら</p> 	<p>全国 1,700 ヶ所以上の歯科医院で無料歯科健診を実施しています。歯周病は、糖尿病などの生活習慣病との関係が指摘されており口の健康は全身の健康を守るために大変重要です。</p> <p><問合せ先> 歯科健診センター ☎03-5210-5603 E-mail : center@ee-kenshin.com</p>

任継制度加入申し込みについて

＜申請期限＞

退職日の翌日（資格喪失日）から 20 日以内に任継制度の申請書類一式を健保組合までご提出ください。
法定受付期間の 20 日を経過した後の申請はできません。

【任継制度申請書類の提出先】

■退職時勤務先事業所の退職手続きご担当者（人事・総務など）

※健保組合に直接提出しないでください。

＜申込時の提出書類＞ ※状況に応じて追加書類をお願いする場合がございます。

任意継続被保険者 資格取得申請書

・健保所定の書類です。記入漏れのないよう十分にご注意ください。

住民票（コピー可）

・任継制度の資格取得日から遡って 3 ヶ月以内に発行されたもの。
・被扶養者の申請をする方は、世帯全員の住民票をご提出ください。
・必ず「続柄」が記載されており、「マイナンバー」が省略されているものを取得してください。

※被扶養者が「別居」で被保険者と住民票が分かれている場合、戸籍謄本の写しなど「続柄」を確認できる書類が必要です。

※退職後の「別居」は自己都合扱いとなりますので、今後は送金の証明が必要になります。

預金口座振替依頼書（保険料納付方法を「毎月払いの自動引落とし」にする方のみ提出）

・健保所定の書類です。記入間違い、押印漏れのないよう十分にご注意ください。

被扶養者に関する書類（新たにご家族様を被扶養者として申請する場合）

新たにご家族様を被扶養者として申請する場合は「被扶養者異動 増加届」に添付書類を添えてご提出ください。（被扶養者異動増加時の添付書類一覧を参照）

※在職中から継続申請の被扶養者の申請書類は不要です

特例退職被保険者制度

退職後の健康保険制度には、任継制度の他に「特例退職被保険者制度（以下、特退制度）」があります。下記の[加入資格]をすでに満たしている方、または任継制度加入途中に加入条件を満たす方は、「特退制度」へも加入できます。任継制度の途中で「特退制度」へ切り替える場合は「資格を失うとき(脱退)」の(5)により任継制度を脱退してからの切り替えとなります。尚、加入条件を満たしている場合は、任継制度 2 年満了後に継続して「特退制度」に加入することもできます。

【加入資格】

日本国内に住民票があり、下記 A・B の両方を満たしている方

A	老齢厚生年金の請求手続きを行い、受給が開始している（または手続き済みで年金証書の発行を待っている）方
B	富士フィルムグループ健保の被保険者期間が 20 年以上（または 40 歳以降に 10 年以上）ある

【任継制度との主な相違点】 ☆詳細は当健保ホームページをご確認ください☆

- ①被保険者が 75 歳（後期高齢者）になるまで加入できる
- ②加入者全員が一律の保険料
- ③保険料は月々の口座引き落としのみ
- ④傷病手当金は請求できない